

# 長期間の拘禁が常態化 児童相談所「一時保護」の実態

高齢者も社会的弱者だが、それは子どもについてもいえることだろう。

この子どもに関してとんでもない事態が進行しているのが、今回は特別に物言えぬ子どものこの件を取り上げる。それは「児童相談所」の実態についてだ。

児童相談所（児相）は、18歳未満の子どもに関する相談に応じ、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、子どもや家庭を援助することが本来の役割とされている。児童福祉法で都道府県に設置が義務づけられており、現在、全国に206カ所ある。近年、親による暴力や育児放棄などの児童虐待が深刻化しており、児相の役割はますます重要になってきた、といわれている。

児童福祉法は、子どもへの虐待などがおこなわれ、生命の危険など緊急性を有する場合は、親の同意なく児相の施設で預かるとしており、これを「一時保護」という。これだけ聞けば、何とも結構なことと思われるかもしれない。しかし、以下のような事実を知られば素直に喜べるだろうか。

## 児童法制定を境に急増した相談件数

2000年5月、児童虐待防止法（児童法）が制定され、その年の11月に施行された。

その第2条では、親による「身体への暴行」や「著しい暴言」を児童虐待と定めている。しかしその一方で、民法822条は現在も親のわが子に対する懲戒権、すな

わち体罰を認めている。

筆者は決して体罰肯定論者ではない。だが、幼児の段階で、左右を確認しないで横断歩道を渡るわが子のお尻を母親が叩いたり、オモチャの後片付けをしないわが子を「ちゃんとしなさい」と繰り返してシカるのはごく当たり前のことだと思っている。ところが、児童法が制定されたことで、こうした行為も虐待に含まれる可能性が出てきた。

親による虐待がマスコミで盛んに取り上げられるようになったのは、児童法が制定される少し前のことだ。そして、一時保護が親の同意なく認められるようになったのも、ちょうど同じころである（児童福祉法が「原則、親の同意が必要」としているにもかかわらず

ず）。この事実は何を意味するのか？

そして何より不可解なのは、児童法制定を境に、児相への児童虐待相談件数が急増していることだ。児童法の制定された00年に1万7725件だった相談件数は、その後毎年増え続け、12年には6万6807件と00年の実に4倍にもなっている。

「常識的に考えれば、虐待を抑止する法律ができたのだから、虐待は減っていないとおかしい。ところが逆に相談件数は増えている。虐待する親がそれほど急激に増えたとは考えにくいので、これまで虐待とみなされなかったものまで虐待とみなされるようになったとしか思えない。しかも、児童法は一時保護期間中の子どもに対する親の面会・通信制限を強化した。要するに、親に代わって国が直接子どもを管理するようになった。虐待増加のキャンペーンに踊らされた国民は児童法を歓迎したが、この法律は人権上大きな問題を孕んでいる」（児童虐待に詳しい弁護士）

そして虐待相談件数の急増と並行し、少子化が進んでいるにもか

かわらず、「児童養護施設」の数は増え（1995年528施設↓06年599施設）、入居率も上昇している（93年78%↓07年91%）。ここで注目していただきたいのは、児童養護施設の管理職ポストが都道府県厚生関係職員の恰好の天下り先になっているという事実だ。

ここで一時保護、そして児童養護施設への入所の流れを補足しておこう。

一時保護された子どもはまず収容施設のある最寄りの児相に入れられる。一時保護といってもその期限は2カ月もあり、しかも何度でも延長できる。おまけに、親は一時保護の決定に対しては最寄りの行政機関に不服申立ができるが、延長に関してはその権利さえない。その結果、半年以上も子どもが一時保護されたままというケースも珍しくない。

この一時保護がさらに長期に及ぶ場合に送られるのが前述の児童養護施設だ。収容されている子どもの数は現在、約3万人。

子どもを児相から児童養護施設に移管するには、家庭裁判所の許可がいる。しかし児相が請求すればほとんど自動的に許可されてい



児童相談所への相談件数は増加の一途

るのが実態だ。そしていったん児童養護施設に入ってしまったら、2年毎に更新手続きがあるものの、大半は18歳になるまでそこでの生活を余儀なくされる。

### 薬物投与も当たり前 児童養護施設の現状

それでも、児童養護施設が、親にかわって十分な教育をおこなっているのであれば、まだ救いはある。しかし、同施設で義務づけられているのは食事と宿泊の供与にすぎない。教育は義務づけられておらず、大卒4%、中卒23%（東

京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書「11年」といった具合に、世間一般に比べ教育機会に恵まれていないことは明らかだ（少年院は教育が義務づけられている）。職員などによる虐待や猥褻行為などが時に新聞の社会面を賑わすことから分かれるように、児童養護施設の生活環境はお世辞にも良好とはいえない。さらに驚くべきことに、児童養護施設では子どもたちへの薬物投与がおこなわれているという。

「施設内で長期間、拘禁、された子どもが精神にダメージを負うのはある種、当然です。そうした子どもや反抗的な子どもに対し、親の承諾を得ないまま、医療行為という名目で精神科で使われる薬物がごく普通に投与されているのです。その結果、薬物依存症になる子どもも少なくありません」（前出・弁護士）

拘禁が長期化することで、子どもは健全に育つどころか、知能も体力も衰えていかざるを得ないというのが実態のようなのだ。

ところが、児童養護施設に子どもが1人入居すると、国から月40万円の予算が配分されることから、厚生関係者は自分たちの天下り利権の拡大を狙って安易に入居させている側面がある、という指摘がある。それが本当だとしたら大変な問題だ。

そうしたなか、児相や児童養護施設に収容されたわが子を親が取り戻そうとするケースも見られる。08年には児相送りになった娘を母親が児相被害に取り組み団体と協力して奪還。日本にいるかぎりは再度、児相送りになるため、親子でオランダに亡命している（同年末、オランダの裁判所は親子が同国で生活することを認める判決を下した）。

また今年7月23日には、「学校による虚偽の虐待通告で息子（10）を児相に送られた」として、父親が学校や理事長・校長を相手取り、息子の返還と慰謝料1000万円の支払いなどを求める裁判を起こしている。

ベストブックの本  
好評発売中!

# 六本木 アンダーワールド

杉良治 著

六本木・赤坂・銀座 夜の街の歴史を生々しく綴った実録ノンフィクション

六本木  
アンダーワールド

杉良治 著

六本木・赤坂・銀座  
夜の街の歴史を  
生々しく綴った  
実録ノンフィクション

- 1章 連隊のまち
- 2章 高度成長期へ
- 3章 市場の多様化
- 4章 バブル前夜
- 5章 バブル沸騰
- 6章 失われた20年
- 7章 暴力団と興行

定価1400円+税

KKベストブック

〒106-0041 東京都港区麻布台3-4-11 麻布エスビル3F  
TEL:03(3583)9762 FAX:03(3585)7703  
振替00110-3-94055

父親が親権者。

訴状などによれば、息子はアスペルガー症候群（知的障害を伴わないものの、興味・コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障害の一種）で、指導に手を焼いた担任教師が、長期に渡り頭部殴打などの暴行を繰り返したという。会話に集中できない、話がかみ合わない、集団行動がうまくできないなどがアスペルガー症候群の特徴で手間がかかるのは事実だが、その子をうまく導くのが教師の役目だろう。体罰が正当化されるわけもない。

体罰の事実を知った父親が学校側に抗議すると、担任教師も学校側も体罰を否定。逆に、あるところか父親が虐待しているとして児

相に通告した結果、昨年5月1日、子どもは児相送りになったという。

「そのカトリック系私立学校は、小学校の拡充を図るべく問題の担任教師を別の学校から校長自らヘットハンティングしていました。だからなおさら体罰の事実を認めたくなかったのでしょう。激怒した父親が教師の日記を開示するよう要求したことで提訴の動きを知った学校側は、児相を悪用することを考えつき、先手を打って通告したようです」（学校関係者）

国家による「拉致」を追認  
国連も憂慮

子どもが児相送りにされて以来、すでに1年半近くになろうとしているが、前述したシステムや法律

の下、この間、父親はわが子と一度も会えず、連絡も取れない状況が続いている。すでに子どもは児童養護施設に移管されているが、それがどこの施設かも教えてもらえないという。

父親は学校側を提訴する前に、最寄りの埼玉県児相相談所から児童養護施設への移管を認めた裁判所の認可を無効だとして提訴したが、棄却されている。体罰をおこなったとされる担任教師がすでに辞職し、校長も保護者会で体罰を一部認めているにもかかわらず、これでは裁判所が、児童保護どころか、国家による「拉致」を追認していることになるのではない

か。「父親は大学教授で、児相送りに

なる2日前には、息子と2人で一緒に秩父の山に登り、仲良くピースサインする写真まで撮っているところが、学校側はその登山の際にできた傷を虐待の証拠にした。それを安易に児相は信じ、秘密裏に学校から子どもを引き取ったのです」（父親の代理人弁護士）

読者は「現代の日本でいくら何でもそんなことが……」と思われるかもしれない。しかし、こうしたケースは氷山の一角だという。国連「子どもの権利委員会」は、10年の最終報告書のなかで、次のような見解を表明している。

《学校の期待する行動を取らない（日本の）子どもたちが児童相談所に送致されていることを憂慮する》